

# 「高齢社会対策大綱」を読む 6

平成24年9月7日 野田内閣閣議決定

## 第2 分野別的基本的施策

### 5 高齢社会に対応した市場の活性化と調査研究推進のための基本的施策 .27

・・・・・

#### 堀内正範

朝日新聞社社友 高連協オピニオン会員 web 「月刊丈風」編集人

平成23（2011）年10月から野田内閣のもとで10年ぶりの改定作業にはいつていた「高齢社会対策大綱」（以下「大綱」）が仕上がって、平成24（2012）年9月7日の「高齢社会対策会議」に報告され、閣議決定されました。

○高齢社会対策会議（2011・10・14）と有識者会議のようす

[大綱見直し](#)

○ニュース（2012・9・07）

[ニュース0907](#)

「大綱」は史上初・国際的に先行する「日本高齢社会」をどうつくるかの中・長期的指針となるものであり、高齢者が安心して暮らすことができる将来の姿を示すものですから、3000万人の高齢者（65歳以上）に広く待たれていていいはずのものなのです。前半の「目的及び基本的考え方」で、有識者が検討した「報告書（\*下注）」の趣意や他の意見（高連協の「提言」など）を取り込んで、後半の「分野別的基本的施策」では前回平成13（2001）年の「大綱」の手直しと新たな取り組みが示されています。

今回は何よりも「人生65年時代」の「支えられる高齢者」から「人生90年時代」の「支える側の高齢者」への高齢者意識の変革と「社会参加」による仕組みの変換を、多方面にわたって指摘し要請していることが画期的なところです。処々に有識者と内閣官僚の側の推敲の跡と構想力をみることができます。同じ時期に、この高齢社会対策の「大綱」の見直しに関心を示さず、ありうべき「長寿社会」構想を論じることもなく、財源となる「消費税増税」論議にのみ終始していた国会議員（政治の側）がいかに周回遡れであるかが際立つばかりです。

高齢社会担当大臣が9人目であったこと、担当大臣としての職務に認識がなかったことからも、その一端がうかがえます。 ○高齢社会担当大臣って誰？ [担当大臣a](#)

9月7日の「高齢社会対策会議」のあと閣議決定される直前に、対策会議の長である野田総理は記者の前で資料原稿を読み上げました。その中で「高齢者が地域社会で元気に活躍し、長年培ってきた知識や技能を次の世代に伝え、尊敬を得ていただく。加えて、高齢者の経済力をわが国のマーケットに積極的に取り込んでいく。こうした好循環を生み出すことが、日本経済を再生させる重要な鍵」と述べて、元気な高齢者の登場と活動に期待するとともに、消費による経済の面からの貢献に触っていました。

しかし残念なことには、先人である高齢者自身の暮らしの場や人生についての関心は

うかがえませんでした。

注：「高齢社会対策の基本的在り方等に関する検討会報告書～尊厳ある自立と支え合いを目指して～」（高齢社会対策の基本的在り方等に関する検討会 清家篤座長平成24年3月）

内容は内閣府のホームページで公開されています。

・・・・・

大綱本文は黒字。意見を添えた部分を赤字で示しています。文中各所に意見青字を添えています。  
ページは「大綱」のもの。

## [以下 分載第5回 について]

### 高齢社会対策大綱

平成24年9月7日 閣議決定

第1 目的及び基本的考え方	1	分載1	<a href="#">大綱を読む1</a>
第2 分野別の基本的施策	6		
1 就業・年金等分野に係る基本的施策	6	分載2	<a href="#">高齢社会対策大綱を読む2</a>
2 健康・介護・医療等分野に係る基本的施策	13	分載3	<a href="#">高齢社会対策大綱を読む3</a>
3 社会参加・学習等分野に係る基本的施策	18	分載4	
4 生活環境等分野に係る基本的施策	22	分載5	
5 高齢社会に対応した市場の活性化と調査研究推進のための基本的施策	.27	分載6 (今号)	
(1)高齢者向け市場の開拓と活性化	.27		
ア 医療・介護・健康関連産業の強化	27		
イ 不安の解消、生涯を楽しむための医療・介護サービスの基盤強化	28		
ウ 地域における高齢者の安心な暮らしの実現	28		
(2)超高齢社会に対応するための調査研究等の推進と基盤整備	28		
ア 医療イノベーションの推進	28		
イ 高齢者に特有の疾病及び健康増進に関する調査研究等	29		
ウ 高齢者の自立・支援のための医療・リハビリ・介護関連機器等に関する研究開発	29		
エ 情報通信の活用等に関する研究開発	29		
オ 高齢社会対策の総合的な推進のための政策研究	29		
6 全世代が参画する超高齢社会に対応した基盤構築のための基本的施策	30		
(1)全員参加型社会の推進	30		
ア 若年者雇用対策の推進	30		
イ 雇用・就業における女性の能力推進	30		
ウ 非正規雇用労働者対策の推進	31		
エ 子ども・子育て支援施策の総合的推進	31		

## 分載 6

p 27

### 5 高齢社会に対応した市場の活性化と調査研究推進のための基本的施策

高齢者が健康で活躍しやすい環境づくりのために、高齢者に優しく、ニーズに合致した機器やサービスの開発を支援することで、高齢者向け市場を活性化させ、高齢者の消費を高めるとともに、高齢化に対応した産業の強化等を通じて高齢者が生活の質を保ち、安心で快適で豊かな暮らしを送ることができるような環境を形成する。

また、科学技術の研究開発とその活用は、高齢化に伴う課題の解決に大きく寄与するものであることから、高齢者に特有の疾病及び健康増進に関する調査研究、高齢者の利用に配慮した福祉用具、生活用品、情報通信機器等の研究開発など各種の調査研究等を推進するとともに、そのために必要な基盤の整備を図る。

・・・・・意見

高齢者（65歳以上）が3000万人に達して、また生活感性の多様な「団塊の世代」が加わることで、高齢者向け用品へのニーズは加速される時期を迎えています。

もうひとつ重要な条件は、アジア途上国の近代化（生活用品の日本化）のために日本企業が海外進出し、国内での日用品が途上国製品（百均商品）で占められてきた経緯があります。高齢者（中小企業者）は職を奪われたうえに、粗悪品に付き合わされてきました。

アベノミクスによる金融緩和で、また来年の消費税増税を前にして、消費の志向は高級品に向かっていますが、広く「やや高だけれども安心して使える優れた国産品（地産品）」に向かうことで活性化がすすむと想定されます。生活感性の高い高齢者が、高齢期の生活を充実させるために必要とする製品が「シニア市場」をにぎわせることになります。それはまた将来の輸出品をモニターすることにもなるでしょう。

・・・・・

#### (1) 高齢者向け市場の開拓と活性化

##### ア 医療・介護・健康関連産業の強化

高齢社会において高い成長と雇用創出が見込める医療・介護・健康関連産業を日本の成長牽引産業として明確に位置付けるとともに、民間事業者等の新たなサービス主体の参入も促進し、安全の確保や質の向上を図りながら、利用者本位の多様なサービスが提供できる体制を構築する。医療・介護機関と民間サービス事業者等の連携によるサービス提供を通じ、サービスの有効性や安全性、持続可能性等を担保する仕組みの構築を行う。

さらに、こうしたサービスが自立的に創出・提供がなされるよう、多様な機能を有する異業種の連携等により、新たに医療・介護周辺のサービスを立ち上げる医療機関、事業者等を支援する。

・・・・・意見

高齢医療用の機器・用品は、さまざまな有訴に応じた多様性を加味して製品化されることで、高齢期の暮らしが安定したものになります。高齢者に優しく、ニーズに合致した機器、サービスの展開は国際的にも関心をもたれる成果を生むでしょう。高齢者対応の製品・サービスをあつめて出展する展示会が各地で開催されることになるでしょう。

・・・・・

p 28

#### イ 不安の解消、生涯を楽しむための医療・介護サービスの基盤強化

高齢者が将来の不安を払拭し、不安のための貯蓄から、生涯を楽しむための支出を行えるように医療・介護サービスの基盤を強化する。

そのため、医師養成数の増加、勤務環境や待遇の改善による勤務医や医療・介護従事者の確保とともに、医療・介護従事者間の役割分担を見直す。

また、医療機関の機能分化と高度・専門的医療の集約化、在宅サービスの充実や介護基盤の整備などを進め、質の高い医療・介護サービスを安定的に提供できる体制を整備する。

#### ウ 地域における高齢者の安心な暮らしの実現

住み慣れた地域で生涯を過ごしたいと考える高齢者は多く、地域主導による地域医療の再生を図る。このため、医療・介護の連携と、情報通信技術の活用による在宅での生活支援ツールの整備などを進め、そこに暮らす高齢者が自らの希望するサービスを受けることができる社会を構築する。

高齢者が安心して健康な生活が送れるようにすることで、生涯学習や、教養・知識を吸収するための旅行など、新たなシニアサービスの需要を創造するとともに、高齢者の起業や雇用につなげ、高齢者が有する技術・知識等を次世代へ継承する好循環を可能とする環境を整備する。

・・・・・ 意見

住み慣れた地域で生涯をすごすことは、多くの高齢者の願いです。そのためには健康のうちに「成熟力」を活かして社会参加をして知友をえながら、「地域包括支援センター」の充実や地域の生活環境の改善に尽力するのが最良です。「有訴」を持つようになり、介護・医療を受け、終末期を迎える。だれにでも訪れるそんな経緯を自分なりに想定し、知識・技術・資産を次世代におくる「継承力」を駆使して暮らすのも嬉しいことです。

・・・・・

### (2) 超高齢社会に対応するための調査研究等の推進と基盤整備

#### ア 医療イノベーションの推進

日本発の新たな医薬品・医療機器等の創出により、健康長寿社会を実現するとともに、国際競争力強化による経済成長に貢献することを目指す「医療イノベーション」について、「医療イノベ

ーション5 か年戦略」(平成24年6月6日医療イノベーション会議)に基づき、具体的な取組を進める。

p 29

#### イ 高齢者に特有の疾病及び健康増進に関する調査研究等

認知症、がん等高齢期にかかりやすい疾患について、その病態や発症機序解明等の研究とともに、ゲノム科学など先端科学技術の活用等による、新たな医療技術・新薬の研究開発やその成果の臨床応用のための研究、これらによる効果的な保健医療技術を確立するための研究等を推進する。また、老化に関する基礎研究とその成果の臨床応用のための研究や効果的・効率的な介護等に関する研究、社会生活を営むための必要な機能の維持を重視する観点から、生活習慣病の重症化予防に関する調査研究等健康づくりに関する研究などを推進する。

#### ウ 高齢者の自立・支援等のための医療・リハビリ・介護関連機器等に関する研究開発

高齢者の自立及び社会参加を支援するとともに、介護負担を軽減する観点から、高齢者の特性等を踏まえつつ、ものづくり技術を活用した医療・介護ロボット、身体機能の補完・回復等につながる福祉用具等の医療・リハビリ・介護関連機器等の研究開発・実用化を推進する。

#### エ 情報通信の活用等に関する研究開発

高齢者の生活の質の向上や介護者の負担軽減を図るために、情報通信技術を活用した高齢者の身体機能を代償する技術及び自立支援や生活支援を行う技術等について、ハード及びソフトの両面から研究開発を推進する。また、高齢者等の安全快適な移動に資するITS(高度道路交通システム)の研究開発及びサービス展開を実施する。

・・・・・意見

現代のように情報IT製品が日進月歩で、若者対象で変化する時期に、高齢者が同じ機器を使って同等の情報をえることはむずかしい。情報リテラシーが起きないよう、高齢者対応の機器の開発も期待される。また介護の現場での情報伝達は機器によって可能な部分が多い。高齢者の移動にかんしては、自動車と自転車の中間形式のものが多種、開発されているが、道路法規との関係もあり、なお途上にあるが、高齢者・障害者の移動は確保されるようになるだろう。

・・・・・

#### オ 高齢社会対策の総合的な推進のための政策研究

大綱の基本的考え方や高齢社会対策基本法に規定された分野別施策について国民の意識を把握するための調査や、政策課題を把握し、政策立案に寄与するための調査を行う。

p 30

## 6 全世代が参画する超高齢社会に対応した基盤構築のための基本的施策

今後の超高齢社会に対応するために、**高齢者のために対応が限定された社会**ではなく、高齢社会に暮らす子どもから高齢者まで、全ての世代の人々が安心して幸せに暮らせる豊かな社会を構築する。そのために、高齢者のみならず、世代間の交流を通じた若者や子育て世代とのつながりを醸成するとともに、若年者や女性の能力を積極的に活用するなど、全ての世代が積極的に参画する社会を構築するための施策を推進する。

・・・・・意見

上記の整理は、なお「人生65年時代」の二世代+ $\alpha$ 型の社会形態からのゴムひも型「高齢社会」への拡大を説いています。「人生90年時代」の「高齢社会」は、史上に新たな「三世代多重型=つりがね型」の形態をしているのです。「長寿社会」は、10歳の少年や25歳の青年にとっても、40歳の中年にとっても、もちろん65歳になった高齢者にとっても、それぞれ自らの人生にかかわる課題としてあります。生活空間もそれぞれの世代に固別に限定したものでいいのです。世代それぞれが固有の生活空間をもって暮らすことになります。既存の居場所の少ない高齢者は、高齢者の暮らしのための生活環境を新たに構築することになります。その上で「みずからはその木蔭に憩うことのない木を植える」（W・リップマン）という次世代とのかかわりをもつ活動を重ねることになります。この「多重性」の意識と実際の生活空間の形成は、「団塊の世代」の高齢者移動がすんだ5年後には明解になっていると想定されます。

・・・・・

### (1) 全員参加型社会の推進

#### ア 若年者雇用対策の推進

若年者雇用については、若者の失業率が上昇し、新卒者の就職率が低下するなど、厳しい状況が続いている。このため、「若者雇用戦略」（平成24年6月12日雇用戦略対話合意）を踏まえ、学校等との連携による大学生等に対する就職支援機能の強化、若者の採用・育成に積極的な中小企業等を軸としたマッチング支援、就職氷河期世代も含めたフリーター等に対する正規雇用化支援の強化等、我が国の将来を担う若者が安心・納得して働き、その意欲や能力を十分に発揮できるよう、若年者に対する就職支援を強力に推進する。

#### イ 雇用・就業における女性の能力発揮の推進

雇用・就業において女性が能力を十分に伸長・発揮できるよう、男女の均等な機会及び待遇の一層の確保を図るほか、企業における女性の活躍促進状況の「見える化」の促進、メンター（女性社員の相談・サポートをする社員）、ロールモデル（キャリア形成での目標となる社員）の育成・支援等を進め、格差解消に向けたポジティブ・アクションを促進するとともに、女性のニーズに対応した職業紹介や職業訓練、農林漁業経営、6次産

業化の取組等への女性の参画の促進、女性の起業支援、ネットワーク化などの施策を推進する。また、女性の就労を促進するため、社会における子育て支援の拡充、仕事と家庭の両立支援対策を推進するとともに、雇用形態に中立的な社会保障制度、税制の見直しを行う。

#### ウ 非正規雇用労働者対策の推進

**非正規雇用の労働者**は、正規雇用の労働者と比べて、雇用が不安定、経済的自立が困難、職業キャリアの形成が十分でないことや、非正規雇用に固定化しやすい等の問題もあることから、将来に備えた資産形成が困難である。このため、こうした問題に総合的に取り組み、一人ひとりの労働者が希望する社会全体にとって望ましい働き方を実現するため、2012年3月に取りまとめた「望ましい働き方ビジョン」に基づき、非正規雇用の労働者の正規雇用への転換の促進、公正な待遇の確保、職業キャリア形成の支援等を推進する。

・・・・・・・・・意見

日本企業がここまで非正規雇用による不安定な形態になっている理由は、正規雇用を骨格として残しながら、アジア途上諸国の現状を反映しているからです。したがってアジア諸国の製造現場が安定して初めて正規化の方向へもどることになります。その時期はそれほど遠い将来ではないでしょう。

・・・・・・・・・

#### エ 子ども・子育て支援施策の総合的推進

今後の子育て支援の方向性についての総合的なビジョンである「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)に基づき、具体的な数値目標を掲げ、保育等の充実、母子保健医療の充実、ワーク・ライフ・バランスの推進など、子どもの育ちを社会全体で支え合う環境づくりを推進する。

また、**幼児期の学校教育・保育**、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、認定こども園制度の改善の実施、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付等の創設、各地域の保育需要に機動的に対応できる仕組みの導入及び地域の子ども・子育て支援の充実等を強力に進め、より子どもを生み、育てやすい社会の構築を目指す。

・・・・・・・・・意見

幼児期の子どもの教育・保育については、高齢者の側からは、両親ふたりによる子育てに片寄っているということになる。おじいちゃん、おばあちゃんは、孫育てには必要とされていないからである。次世代育成のどこにも祖父母はでてこない。「両親ほかの保護者」である。これではわが家三代の暮らし方など伝えようがない。大都市に住む夫婦の子育てを基準にした施設数値目標など、実態から離れていて意味をなさない。

・・・・・・・・・意見

[ 以下 次回分載 7 ~ ]